

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年4月23日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
--------------------	----

厚生年金保険関係	2件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400387号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500002号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成8年7月1日から同年8月1日までの期間、平成9年3月1日から同年5月1日までの期間、同年8月1日から平成10年1月1日までの期間、同年3月1日から同年4月1日までの期間、同年6月1日から同年12月1日までの期間、平成12年4月1日から同年5月1日までの期間、同年11月1日から平成13年1月1日までの期間、同年4月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日から平成14年5月1日までの期間、同年6月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日から平成16年1月1日までの期間、同年2月1日から同年11月1日までの期間、平成17年1月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から平成18年1月1日までの期間、同年2月1日から同年5月1日までの期間、同年6月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から平成19年3月1日までの期間、同年5月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から平成21年4月1日までの期間、同年5月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から平成22年5月1日までの期間、同年6月1日から平成23年4月1日までの期間、同年5月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から平成26年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成8年7月、平成9年3月、同年4月、同年8月から同年12月まで、平成10年3月、同年6月から同年11月まで、平成12年4月、同年11月、同年12月、平成13年4月から同年9月まで、同年12月から平成14年4月まで、同年6月、同年7月、同年9月、同年12月から平成15年12月まで、平成16年2月から同年10月まで、平成17年1月から同年6月まで、同年8月から同年12月まで、平成18年2月から同年4月まで、同年6月から同年9月まで、同年11月から平成19年2月まで、同年5月から同年9月まで、同年11月から平成21年3月まで、同年5月から同年9月まで、同年11月から平成22年4月まで、同年6月から平成23年3月まで、同年5月、同年6月、同年8月及び同年10月から平成26年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成8年7月、平成9年3月、同年4月、同年8月から同年12月まで、平成10年3月、同年6月から同年11月まで、平成12年4月、同年11月、同年12月、平成13年4月から同年9月まで、同年12月から平成14年4月まで、同年6月、同年7月、同年9月、同年12月から平成15年12月まで、平成16年2月から同年10月まで、平成17年1月から同年6月まで、同年8月から同年12月まで、平成18年2月から同年4月まで、同年6月から同年9月まで、同年11月から平成19年2月まで、同年5月から同年9月まで、同年11月から平成21年3月まで、同年5月から同年9月まで、同年11月から平成22年4月まで、

同年6月から平成23年3月まで、同年5月、同年6月、同年8月及び同年10月から平成26年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間のうち、平成13年10月1日から同年12月1日までの期間、平成16年11月1日から平成17年1月1日までの期間及び平成26年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄から第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成13年10月、同年11月、平成16年11月、同年12月及び平成26年9月の訂正後の標準報酬月額（別表の第2欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における請求期間のうち、平成24年10月1日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から平成26年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、上記1の訂正後の標準報酬月額（別表の第6欄）から同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成24年10月及び同年12月から平成26年8月までの標準報酬月額（別表の第6欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年9月1日から平成26年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間については、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低額の届出に基づき決定されており、決定された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な保険料が給与から控除されていたので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成8年7月1日から同年8月1日までの期間、平成9年3月1日から同年5月1日までの期間、同年8月1日から平成10年1月1日までの期間、同年3月1日から同年4月1日までの期間、同年6月1日から同年12月1日までの期間、平成12年4月1日から同年5月1日までの期間、同年11月1日から平成13年1月1日までの期間、同年4月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日から平成14年5月1日までの期間、同年6月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日から平成16年1月1日までの期間、同年2月1日から同年11月1日までの期間、平成17年1月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から平成18年1月1日までの期間、同年2月1日から同年5月1日までの期間、同年6月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から平成19年3月1日までの期間、同年5月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から平成21年4月1日までの期間、同年5月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から平成22年5月1日までの期間、同年6月1日から平成23年4月1日までの期間、同年5月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から平成26年9月1日までの期間については、請求者から提出されたA社に係る給与支給明細書、給与明細書及び給与所得の源泉徴収票（以下「給与明細書等」という。）により、別表の第3欄、第4欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第2欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成8年7月、平成9年3月、同年4月、同年8月から同年12月まで、平成10年3月、同年6月から同年11月まで、平成12年4月、同年11月、同年12月、平成13年4月から同年9月まで、同年12月から平成14年4月まで、同年6月、同年7月、同年9月、同年12月から平成15年12月まで、平成16年2月から同年10月まで、平成17年1月から同年6月まで、同年8月から同年12月まで、平成18年2月から同年4月まで、同年6月から同年9月まで、同年11月から平成19年2月まで、同年5月から同年9月まで、同年11月から平成21年3月まで、同年5月から同年9月まで、同年11月から平成22年4月まで、同年6月から平成23年3月まで、同年5月、同年6月、同年8月及び同年10月から平成26年8月までの標準報酬月額については、給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる額から同表の第6欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保管期間を経過したため資料がなく不明である旨回答しているが、日本年金機構から提出された平成16年から平成26年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、請求者に係る報酬月額は、給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額より低い

額で届けられていることが確認できるほか、請求者の給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 13 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、平成 16 年 11 月 1 日から平成 17 年 1 月 1 日までの期間及び平成 26 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、請求者から提出された給与明細書等により、別表の第 2 欄及び第 3 欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成 13 年 10 月、同年 11 月、平成 16 年 11 月、同年 12 月及び平成 26 年 9 月の標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる本来の報酬月額から、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 2 欄に掲げる額から同表の第 7 欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（別表の第 2 欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成 24 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び同年 12 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間については、請求者から提出された給与明細書等により、別表の第 3 欄及び第 6 欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が上記 1 の厚生年金特例法による記録訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成 24 年 10 月及び同年 12 月から平成 26 年 8 月までの標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる本来の報酬月額から、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 6 欄に掲げる額から同表の第 7 欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（別表の第 6 欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間のうち、平成 7 年 9 月 1 日から平成 8 年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から平成 9 年 3 月 1 日までの期間、同年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、平成 10 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から平成 12 年 4 月 1 日までの期間、同年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、平成 13 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、平成 14 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、平成 16 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、平成 17 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、

平成 18 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、同年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、平成 19 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、平成 21 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、平成 22 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、平成 23 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、請求者は当該期間の厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管しておらず、A 社も賃金台帳等を保管していない旨回答している上、請求者から提出された給与所得の源泉徴収票により厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン 記録の標準 報酬月額 (訂正前)	本来の報酬 月額に 見合う標準 報酬月額	(本来の報酬 月額が算定で きない期間に おける) 報酬 月額に見合う 標準報酬月額	厚生年金 保険料 控除額 に見合う 標準報酬 月額	厚生年金 特例法 訂正後の 標準報酬 月額	厚生年金 保険法 (75条本文) 訂正後の標準 報酬月額
平成8年7月	19万円	—	38万円	41万円	38万円	—
平成9年3月	20万円	—	38万円	38万円	38万円	—
平成9年4月	20万円	—	44万円	41万円	41万円	—
平成9年8月	24万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成9年9月	24万円	—	44万円	41万円	41万円	—
平成9年10月 及び同年11月	24万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成9年12月及び 平成10年3月	24万円	—	44万円	41万円	41万円	—
平成10年6月から 同年11月まで	24万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成12年4月、 同年11月 及び同年12月	24万円	—	38万円	38万円	38万円	—
平成13年4月から 同年9月まで	24万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成13年10月 及び同年11月	24万円	34万円	—	—	—	34万円
平成13年12月及び 平成14年1月	24万円	34万円	—	34万円	34万円	—
平成14年2月 及び同年3月	24万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成14年4月、 同年6月、同年 7月及び同年9月	24万円	—	36万円	36万円	36万円	—
平成14年12月から 平成15年3月まで	22万円	—	36万円	36万円	36万円	—

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄	第 6 欄	第 7 欄
請求期間に係る月	オンライン 記録の標準 報酬月額 (訂正前)	本来の報酬 月額に 見合う標準 報酬月額	(本来の報酬 月額が算定で きない期間に おける) 報酬 月額に見合う 標準報酬月額	厚生年金 保険料 控除額 に見合う 標準報酬 月額	厚生年金 特例法 訂正後の 標準報酬 月額	厚生年金 保険法 (75 条本文) 訂正後の標準 報酬月額
平成15年 4 月から 同年10月まで	22万円	—	36万円	44万円	36万円	—
平成15年11月	22万円	—	41万円	41万円	41 万円	—
平成15年12月、 平成16年 2 月 及び同年 3 月	22万円	—	36万円	36万円	36 万円	—
平成16年 4 月から 同年 8 月まで	22万円	—	34万円	34万円	34 万円	—
平成16年 9 月	22万円	34万円	—	44万円	34 万円	—
平成16年10月	22万円	34万円	—	34万円	34 万円	—
平成16年11月 及び同年12月	22万円	34万円	—	—	—	34 万円
平成17年 1 月 及び同年 2 月	22万円	34万円	—	34万円	34 万円	—
平成17年 3 月	22万円	—	34万円	34万円	34 万円	—
平成17年 4 月から 同年 6 月まで及び 同年 8 月	22万円	—	36万円	36万円	36 万円	—
平成17年 9 月 及び同年10月	22万円	36万円	—	36万円	36 万円	—
平成17年11月、 同年12月、平成 18年 2 月及び 同年 3 月	22万円	—	36万円	36万円	36 万円	—

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄	第 6 欄	第 7 欄
請求期間に係る月	オンライン 記録の標準 報酬月額 (訂正前)	本来の報酬 月額に 見合う標準 報酬月額	(本来の報酬 月額が算定で きない期間に おける) 報酬 月額に見合う 標準報酬月額	厚生年金 保険料 控除額 に見合う 標準報酬 月額	厚生年金 特例法 訂正後の 標準報酬 月額	厚生年金 保険法 (75 条本文) 訂正後の標準 報酬月額
平成18年 4 月、 同年 6 月から 同年 9 月まで及び 同年11月から 平成19年 2 月まで	22万円	—	38万円	38万円	38 万円	—
平成19年 5 月から 同年 7 月まで	22万円	—	36万円	36万円	36万円	—
平成19年 8 月	22万円	—	38万円	38万円	38 万円	—
平成19年 9 月	22万円	—	36万円	36万円	36 万円	—
平成19年11月	22万円	—	38万円	38万円	38 万円	—
平成19年12月及び 平成20年 1 月	22万円	—	41万円	41万円	41 万円	—
平成20年 2 月	22万円	—	38万円	38万円	38 万円	—
平成20年 3 月 及び同年 4 月	22万円	—	36万円	36万円	36 万円	—
平成20年 5 月	22万円	—	38万円	38万円	38 万円	—
平成20年 6 月	22万円	—	50万円	50万円	50 万円	—
平成20年 7 月 及び同年 8 月	28万円	—	38万円	38万円	38 万円	—
平成20年 9 月 及び同年10月	28万円	38万円	—	38万円	38 万円	—
平成20年11月	28万円	38万円	—	50万円	38 万円	—
平成20年12月	28万円	38万円	—	38万円	38 万円	—
平成21年 1 月	28万円	38万円	—	41万円	38 万円	—
平成21年 2 月 及び同年 3 月	28万円	—	38万円	38万円	38 万円	—

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄	第 6 欄	第 7 欄
請求期間に係る月	オンライン 記録の標準 報酬月額 (訂正前)	本来の報酬 月額に 見合う標準 報酬月額	(本来の報酬 月額が算定で きない期間に おける) 報酬 月額に見合う 標準報酬月額	厚生年金 保険料 控除額 に見合う 標準報酬 月額	厚生年金 特例法 訂正後の 標準報酬 月額	厚生年金 保険法 (75 条本文) 訂正後の標準 報酬月額
平成21年 5 月 及び同年 6 月	28万円	—	41万円	41万円	41 万円	—
平成21年 7 月	28万円	—	47万円	47万円	47万円	—
平成21年 8 月	28万円	—	50万円	50万円	50 万円	—
平成21年 9 月 及び同年11月から 平成22年 1 月まで	28万円	—	41万円	41万円	41 万円	—
平成22年 2 月	28万円	—	44万円	44万円	44 万円	—
平成22年 3 月	28万円	—	38万円	38万円	38 万円	—
平成22年 4 月	28万円	—	36万円	36万円	36 万円	—
平成22年 6 月	28万円	—	41万円	41万円	41 万円	—
平成22年 7 月	28万円	—	47万円	47万円	47 万円	—
平成22年 8 月	28万円	—	38万円	38万円	38 万円	—
平成22年 9 月	30万円	—	41万円	41万円	41 万円	—
平成22年10月	30万円	—	36万円	36万円	36 万円	—
平成22年11月	30万円	—	47万円	47万円	47 万円	—
平成22年12月及び 平成23年 1 月	30万円	—	44万円	44万円	44 万円	—
平成23年 2 月	30万円	—	41万円	41万円	41 万円	—
平成23年 3 月	30万円	—	36万円	36万円	36 万円	—
平成23年 5 月	30万円	—	38万円	38万円	38 万円	—
平成23年 6 月	30万円	—	41万円	41万円	41 万円	—

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄	第 6 欄	第 7 欄
請求期間に係る月	オンライン 記録の標準 報酬月額 (訂正前)	本来の報酬 月額に 見合う標準 報酬月額	(本来の報酬 月額が算定で きない期間に おける) 報酬 月額に見合う 標準報酬月額	厚生年金 保険料 控除額 に見合う 標準報酬 月額	厚生年金 特例法 訂正後の 標準報酬 月額	厚生年金 保険法 (75 条本文) 訂正後の標準 報酬月額
平成23年 8 月	30万円	—	44万円	36万円	36 万円	—
平成23年10月	28万円	—	36万円	36万円	36万円	—
平成23年11月	28万円	—	50万円	50万円	50 万円	—
平成23年12月及び 平成24年 1 月	28万円	—	38万円	38万円	38 万円	—
平成24年 2 月	28万円	—	44万円	36万円	36 万円	—
平成24年 3 月 及び同年 4 月	28万円	—	41万円	41万円	41 万円	—
平成24年 5 月	28万円	—	38万円	38万円	38 万円	—
平成24年 6 月から 同年 8 月まで	28万円	—	41万円	41万円	41 万円	—
平成24年 9 月	28万円	38万円	—	38万円	38 万円	—
平成24年10月	28万円	38万円	—	36万円	36 万円	38 万円
平成24年11月	28万円	38万円	—	38万円	38 万円	—
平成24年12月及び 平成25年 1 月	28万円	38万円	—	34万円	34 万円	38 万円
平成25年 2 月	28万円	38万円	—	36万円	36 万円	38 万円
平成25年 3 月 及び同年 4 月	28万円	38万円	—	34万円	34 万円	38 万円
平成25年 5 月 及び同年 6 月	28万円	38万円	—	32万円	32 万円	38 万円
平成25年 7 月 及び同年 8 月	28万円	38万円	—	34万円	34 万円	38 万円
平成25年 9 月から 同年11月まで	28万円	38万円	—	36万円	36 万円	38 万円

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄	第 6 欄	第 7 欄
請求期間に係る月	オンライン 記録の標準 報酬月額 (訂正前)	本来の報酬 月額に 見合う標準 報酬月額	(本来の報酬 月額が算定で きない期間に おける) 報酬 月額に見合う 標準報酬月額	厚生年金 保険料 控除額 に見合う 標準報酬 月額	厚生年金 特例法 訂正後の 標準報酬 月額	厚生年金 保険法 (75 条本文) 訂正後の標準 報酬月額
平成25年12月	28万円	38万円	—	34万円	34 万円	38 万円
平成26年 1 月から 同年 8 月まで	28万円	38万円	—	36万円	36万円	38万円
平成26年 9 月	30万円	44万円	—	30万円	—	44 万円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400469号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500001号

第1 結論

請求者のA社における令和4年8月3日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

令和4年8月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和4年8月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和4年8月3日

A社から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、請求期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「支給控除一覧表」により、請求者は同社から20万円の賞与の支給を受け、賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和4年8月3日の賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(令和6年10月10日受付)に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和4年8月3日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。